

## 第18回京都地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成21年7月24日午後3時から午後5時40分まで

### 2 場所

京都地方裁判所第1裁判員候補者待機室

### 3 出席者

(委員)

稲富哲哉，幸谷充康，近藤晴夫，齋藤淑子，谷村紘一，田端泰子，長濱英子，  
渡辺都，安保嘉博，谷岡賀美，吉野孝義，米山正明

(事務担当者等)

中村隆次，小森友幸，木崎正，村田昌三，池田豊，油谷和夫，水野和雄，蒔  
田豊人，荒木健二

### 4 議題

実施を迎えた裁判員裁判について

### 5 議事

#### (1) 開会

#### (2) 委員長あいさつ

#### (3) 議事

ア 「前回（第17回）地裁委員会で御意見・御指摘をいただいた事項及びその  
対応策」（別添資料参照）について事務担当者から説明

イ 音声認識システムの説明及び実演（場所 裁判員法廷）

ウ 「裁判員になることへの不安とその対応策」について裁判官委員から説明

エ 意見交換

「裁判員になることへの不安とその対応策」の説明を踏まえて，裁判員制  
度に関する事項について意見交換

(発言者：■委員長，○委員)

○ 聖職者や死刑反対論者など公に辞退を申し出ている人に対して，どのような働きかけをしているのか。また，ブログへの書き込みについて，どのように考えているのか。

○ (裁判官委員)

聖職者や宗教関係者とは，裁判員制度説明会等の機会に何度も議論を重ねてきた。宗派によって異なるが，僧侶や聖職者が人を裁くということについては，教義上かなり問題があるというところが多いようである。聖職者などで教義上，裁判に関わらないほうがいいと決まっているのに，それを破ってまで裁判員として参加してもらうことになる場合には，精神上重大な不利益が生じることとなるので，それは尊重させていただくことになろうが，それ以外の人には，信仰に帰依しているとはいえ，専門の聖職者等と同等に扱うことはできない。ただ，教義上非常に厚い信仰を持っていて，宗教団体からも選ばれたら参加すべきでないと言われていたりとか，自分自身も絶対に参加したくないということを具体的に述べれば，精神上重大な不利益が生じるということで，無理に参加してもらうこととはならないのではないかと。単なる口実ではなく，真剣に考え悩んでいるのであれば，それを尊重することになるというように説明会等では答えている。

死刑反対論者に対しては，出前講義の際に，死刑について国民に様々な意見を出し合ってもらうことが重要であるということと，死刑の適用の議論に加わるだけで重大な苦痛になる場合，辞退事由になり得ることがあるという説明をしてきた。死刑に絶対関わりたくない人とか，事案や証拠に関係なく，死刑の判断そのものに1票を投じないということを初めから表明し，それが信念に基づくものであると認められれば，辞退を認めることになるのではないかと。死刑が予想されるような事件については，裁判員候補者に対して，必要に応じてそのような質問をすることになる。

ブログについては、これから自分が裁判員候補者として裁判所に行くということを事前に公表してはいけないことになっている。また、裁判員として体験した内容のうち、評議のコアの部分の秘密をブログに書き込み、それが裁判員法に明らかに違反する行為であるということを裁判所や検察庁が知った場合には、警察署に通報する義務があるし、今後そのようなことが起きないように厳しく処罰していただくことになろう。

○（検察官委員）

検察庁としては、単に裁判員になりたくないということで辞退の口実になっているかどうかを見極める必要があると考えている。そういう理由を言えば辞退が認められるということが広まると、本当に来てもらいたい人に来てもらえなくなる。様々な意見の人に参加してもらいたいと考えている。

- 子供の頃からの法教育が必要だと思う。自分も子供たちに裁判員制度を伝えていきたい。
- 裁判員がなぜ法壇に座らないといけないのか。確かに被告人や弁護人等のやり取りを間近で見ることができるという臨場感はあるが、これだけいろいろな不安が指摘されているにもかかわらず、なぜ、法壇で顔を出さないといけないのか。

○（裁判官委員）

裁判員は、裁判官と同じように証人や被告人に直接質問をすることができるが、その際にどのような表情で、どのような態度で答えるかを正面から見ておかないと資料としては不十分である。また、法壇に座って顔を隠すとなると、少し異様な感じがするし、顔も分からない裁判員に裁かれるというのは、被告人からすると不安が残るのではないか。

- 一つ一つの証言に対して裁く人がどういう反応を示して、どういう心証過程を経て、有罪なら有罪、無罪なら無罪という結論に至ったのかを国民の目から監視できることが民主主義にとって大事なことである。顔を出し

て、心証過程をオープンにしてもらわないといけない。過程なしにいきなり有罪あるいは無罪と言われても納得できないと思う。

■ 公開の法廷であり、裁判員には法壇に座っていただくことになる。ただし、裁判員に対する危害を防止するという観点から名前は公表しないこととされている。また、報道機関による法廷の冒頭撮影では、裁判官のみが法壇に着席している状況を撮影して、裁判員は撮影の対象にしない配慮を行う方向で現在のところ考えている。

○ 学問の世界では自分に都合のいい説を持ち込むことが多いが、評議の際には、公平な立場で、今まで以上に素人にも分かりやすく、いろいろな判例を紹介していただきたい。

○ 血液鑑定の精度が今と昔とでは違っていたということで話題となった事件があったが、裁判員制度とともにそういった再審の可能性が広がっているのかどうかも考えていく必要があるのではないかな。

○ 裁判員制度が始まって重大事件は裁判員裁判対象事件となることから、検察庁が罪を落として起訴しているのではないかなという報道がなされていたが、そういうことがあっては困る。

○ 裁判員が攻撃されることのないようにブログのチェックを専門的に行うような部署を作ることはできないのかな。

○ 裁判員制度施行後も出前講義を時代に合わせて続けていけば、制度がいいものになっていくと思う。

○ (裁判官委員)

出前講義については、まだまだ国民の不安も残っており、どう対処するかを判断するためにも、学校、企業などいろんな団体から希望があれば、裁判官や書記官等の職員を講師として派遣して、制度の説明をしたり、意見交換をしていきたいと考えている。

評議の中で、裁判所が、こういう判例があるからどうかというような説

明をするのではなく、審理の中で検察官や弁護人が、それぞれの立場で、こういうふうを考えて、こういう証拠の見方で解決すべきと提示してくるので、それを参考にして考えていただくことになる。当事者の主張の補足としての基礎知識は、公平にできるだけかみ砕いて説明させていただくが、それ以上に、立場に基づく説明はしないつもりである。評議の中で、今までの判例と異なった見方が合理的と思えば裁判官もそれに賛成することは吝かではなく、柔軟にやっていきたいと考えている。

鑑定を含め再審の問題については、法律家にとって重い大きな課題である。どの程度の証明力があるのかということについては、証拠調べの中で、依拠していいのか、あるいは留保しないとイケないものなのかを当事者に分かりやすく立証、反論をしてもらうことが今後一層大事になると思う。国民からすると、間違っていたらという不安はあると思うが、裁判員制度は一審ですぐに確定するというものではなく、不服のある場合には控訴することができ、高等裁判所においては、職業裁判官3人による審理を行うので、より慎重な審理ができるというふうと考えている。

ブログの問題については、守秘義務違反などを野放しにすると裁判員制度に対する国民の不安が一層募ることになると思うが、京都府警では対策室を設けていると聞いている。

#### ○（検察官委員）

京都府警がインターネットで犯罪がないかと常にパトロールしている。今後は、裁判員裁判に関して違反するブログがないかということもパトロールすることになると思う。

- 出前講義については、引き続き行っていく考えである。本日も高校生を対象とした説明会を実施し、若手裁判官が説明を担当して非常に好評だったと聞いている。

裁判官が自分の立場に立った判例や学説しか紹介しないということはない

い。法廷では、検察官や弁護人からそれぞれの立場に立った考え方を提示してもらい、評議では、それに基づいて裁判員と裁判官が一緒になって議論していくことになる。

○（検察官委員）

裁判員裁判対象事件を対象外事件に落とすという発想は、検察の現場にはない。例えば強盗致傷は裁判員裁判対象事件で、強盗は対象外事件であるが、その致傷の程度が証拠をよく吟味すると判然としないということで、強盗致傷ではなく、強盗で起訴するということであって、こういったことは従前からあったことである。裁判員裁判対象事件を外すためにやっていることではない。

○ 評議の内容はコアだから全く外には出してはいけないという守秘義務についての議論には、違和感を感じている。

○ 国民が参加してきちんと発言できたのかどうか、裁判員がどういう意見を言って、それが影響があったのかということは知りたいところである。裁判員制度が国民の意見を反映するという初期の目的が達成できたかどうかは、評議の場でまさに検証されるわけで、そのためには評議の内容を語っていただかないといけない。評議の中で裁判官がこういうことを言ったということは、一定程度話してもらわないとよくないと思っている。

○ 京都府警が対策室まで設けてチェックするというのはどうかと違和感を持っている。あまりにも制限がきつようであれば、3年後の法改正の見直しの重要なテーマになってくると思う。

○（裁判官委員）

評議の秘密のコアの部分とは、どの裁判員が具体的にどういう意見を述べたかということ、評決は何対何で、裁判員6人のうち有罪が何人で、無罪が何人であるということである。コアの部分を守らないと裁判員保護にならないし、自由に意見を述べて判決を形成するという目的が達成できな

くなるので、厳しく運用しなければならない。だれが発言したとか、女性はこんな意見が多かったというようなことまでブログに書かれると、それを目にした者は恐ろしくなって、意見を述べられなくなる。

評議の一般的な感想として、「発言しにくい雰囲気でした。」とか、「自由に述べることができた。」というレベルであれば、コアの部分ではないので、問題にならないだろう。裁判官に対して批判的な言説があったとしても、それは検証のために必要と考えている。

○（検察官委員）

裁判員制度が始まったから裁判員パトロールを立ち上げたのではなく、従前からわいせつ画像など、インターネットで氾濫しているものをパトロールしている対策室がある。そういうところで、特定の裁判員を攻撃したり、裁判員の名前が出てきているというような目に余ることがあれば、裁判員を守るためにも捜査が必要になってくるであろう。

○ 庁舎入口に設置する案内板など、前回から改善されていると思った。また、廊下を歩いても壁に垂直に表示板が出ており、すごく分かりやすくなっていた。一番いいと思ったのが、選任されなかった人に対する感謝カードで、文書が分かりやすく、裁判所側の気持ちが出ており、半日休んで来たが、これからも何かあったら協力していこうかなという気持ちになるものである。

○ 国民に不安感がある中で、暴力団員の関与した事件はより不安があると思う。傍聴席から顔を見られるし、別室から出入りはするというものの、2、3日はいることになるので、関係者が先回りをしているのではないかという不安感がすごくあると思う。裁判員裁判対象事件から外すということも含めて検討状況を教えていただきたい。

○（検察官委員）

暴力団の抗争事件など、裁判員に被害を及ぼす危険性が非常に高いとな

ると、極めて例外だとは思いますが、対象事件から除外することはあり得る。また、組織的な犯罪で、裁判員又はその家族が危険にさらされるような可能性がある場合にも対象事件から除外することはあると思う。そこまでに至らないような事例であれば、警察署や検察庁で裁判員を保護するための監視態勢を取ることがあると思う。何か身の危険を感じたら、すぐに連絡してくださいということは広報の際にも言っており、警察に一報いただければ保護監視態勢は万全を期したい。

- 直接裁判員に危害を加えるおそれが高いと思われる事件について、裁判員裁判対象事件から外すということであり、個々の事件ごとに考えていくことになる。暴力団の事件だから当然に裁判員裁判対象事件から外すという姿勢ではない。
- 裁判員は、法廷で裁判官と同じような服装にしないと、例えばネクタイをしている人であるという印象が残ってしまうので、少しでも個性を薄めるために黒でなくてもいいから法服を着た方がいいと思う。
- 裁判員メンタルヘルスケアについて、無料プログラムがあるということだが、何回まで無料で行うのか。1回では意味がない。
- ただ単に刑務所に入りたいから人を殺したとか、最低限の生活が保障されるから人を殺したとか、考えられないようないい訳をする事件があった場合に、死刑以外で何か再犯を防ぐようなことが考えられないのか。
- 法服の点は、制度導入時に検討されたようであるが、結論としては、裁判官と全く同じ立場ではないので、裁判官と同じ服装にさせていただく必要はないということになったと聞いている。

臨床心理士等による面接カウンセリングは、5回までは無料である。

- 私の仕事でも、それまでブラックボックスで行われていたことがオープンとか公表することが当たり前になってきている。裁判員裁判を行うようになって、何かよくなったというものがないといけませんが、そのためには、



守秘義務の問題と関わるが、評議等でどういうことが行われたということ  
をオープンにして、結果に対する納得感を得ることが必要ではないか。プ  
ロセスの透明性は必要だと思う。裁判所は、判決書とは別に裁判員からど  
のような意見があったとか、こういうプロセスを経たということペーパ  
ーで公開しないのか。私の仕事でも、仕組みは公開しても、具体的な内容  
がブラックボックスだと批判されるが、それと同じではないか。

○（裁判官委員）

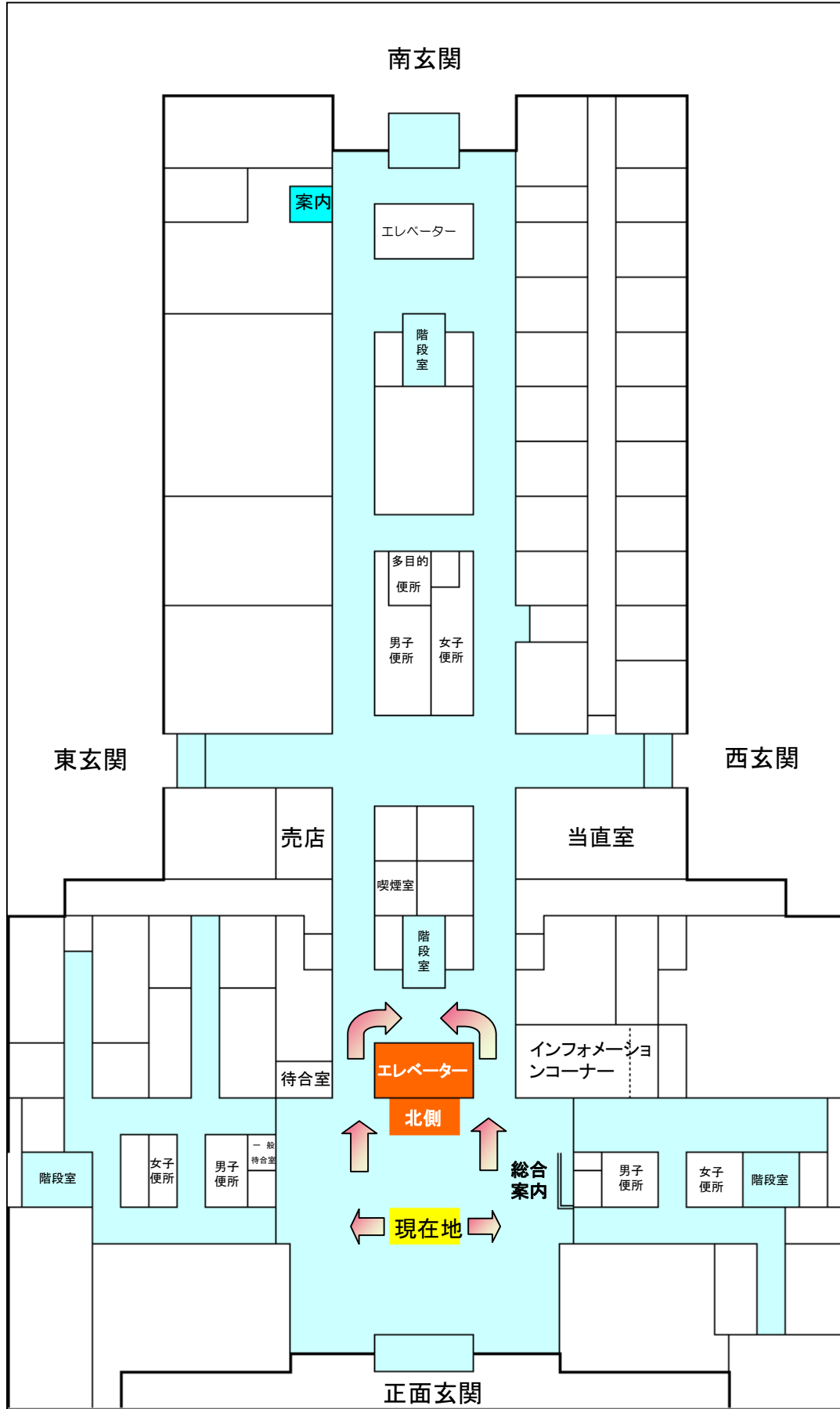
裁判員制度全般について、できる限りオープン、かつ、透明にしていく  
ということはそのとおりで、裁判所もそういう運用をしないといけないと  
思っている。ただ、裁判のプロセスをオープンにしてしまうと、有罪方向  
の意見もあったし、無罪方向の意見もあったとか、この論点については両  
説があったとか、全員一致であったかそうでなかったかということが明ら  
かになってしまい、裁判に対しての信頼をなくしてしまう。内部でかなり  
意見が対立した上でのぎりぎりの裁判だったということが国民や当事者に  
明らかになった場合に、そのようなものになぜ拘束されないといけないの  
かと思うのではないか。

○ 刑が決まるまでのプロセスが明確になるからこそ、納得感が出てくると  
思う。検察官や弁護人はパワーポイントを使って分かりやすく説明してい  
るように、裁判所も判決書の文字を分かりやすくするとか、判決書を補足  
するものを作成し、プロセスを透明にするということはできないのか。プ  
ロセスを記載すれば結論に至った理由がもっと明確になると思う。

■ プロセスの透明性と判断の透明性は別だと思う。例えばアメリカの陪審  
員では有罪かどうかの結論だけで理由は全く示されない。日本では控訴も  
ありうるということで判決書を作成し、その判決書の中では結論に至った  
理由を記載することになっている。それについて納得していただけない場  
合には、上級審の判断を仰ぐことになる。

- 国民の間では、開かれた裁判ということについて、どういうことが開かれたのかの見解が分かれているのではないか。司法での可視化を要求しているが、冤罪を生まないためにどのようなプロセスがあったのかを知りたいという声は、国民の中にたくさんあると思う。
- プロセスが後で公開されることになれば、自由に言いたいことが言えなくなるという萎縮効果が出てくるのではないか。
- 公権力のある人が積極的にオープンにしていくことで、様々なことが出てきて、透明になり、納得感にもつながるのではないか。何かもう少し透明になったと分かるものを出すことはできないのか。裁判員がマスコミから追いかけられないようにするためにもオープンにすべきではないか。
- 自由な発言を保障するということが、裁判員の安全を確保する必要があることなどの点から、評議のコアの部分が公表されることには消極的にならざるを得ない。ただし、控訴審から見て、判決書の理由がどうも納得できない、十分でないということになれば、破棄される可能性はあろう。ただ、国民が参加した裁判員裁判で出された結論については、控訴審も基本的に尊重することになると思われる。
- 判断はどういうところでしたらいいのか。感情で判断すべきなのか。判断をする場合には、極めて冷たく法というルールのもとでしなければならぬと思う。感情が入ってしまうと体験しなければ分からないことがたくさんある。

以 上



裁判員候補者の方は、  
北側エレベーターで  
4階までお越しください。

# お知らせ

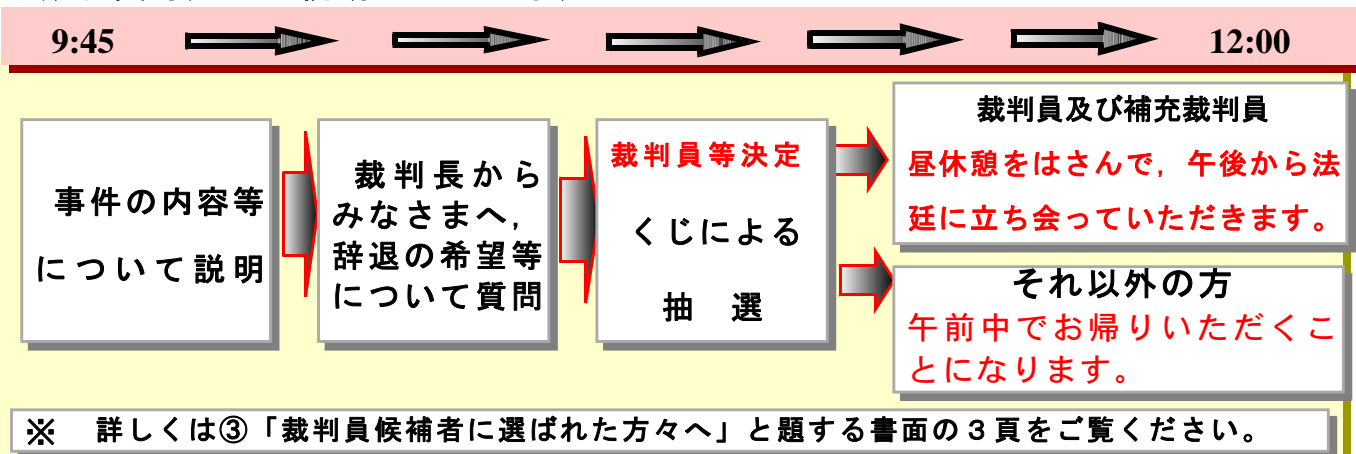
1 封筒内に入っている書面をご確認ください (この書面を除く)。

①	質問票送付の御案内	1枚
②	裁判員等選任手続期日のお知らせ (呼出状)	1枚
③	「裁判員候補者に選ばれた方々へ」と題する書面 (見開き)	1枚
④	質問票の回答要領	7枚
⑤	質問票 (黄色用紙)	3枚
⑥	旅費 (交通費)・日当などのお知らせ	1枚
⑦	旅費等の振込先の届出 (記入例と記入用で、記入用は青色用紙)	2枚
⑧	「小さなお子さんがいらっしゃる候補者の方へ」と題する書面	1枚
⑨	「介護が必要なご家族等がいらっしゃる候補者の方へ」と題する書面	1枚
⑩	御案内の地図	1枚
⑪	「よりくわしくお知りになりたい方へ」と題する冊子	1冊
⑫	返送用封筒	1通

2 返送していただく書面

所定の事項を記載して⑤質問票 (黄色用紙) と⑦旅費等の振込先の届出 (青色用紙) を⑫の返送用封筒に入れて期限までに返送してください。

3 裁判員等選任手続期日当日の予定



※ 当日必ず持参していただきたいもの

- ・ 裁判員等選任手続期日のお知らせ (呼出状)
- ・ 印鑑・・・実印・銀行印でなくとも構いません。ただし、スタンプ式のもの (いわゆる「シャチハタ印」) は使用できません。

本日は、大変お忙しい中、裁判員候補者として、京都地方裁判所までお越しいただき、誠にありがとうございます。  
今回の事件につきまして、選任手続は終了し、最終的には、裁判員としてお務めいただかなくてよい結果となりました。

裁判員の選任に当たっては、当日になってお越しただけになる方や辞退が認められる方がいることから、実際に裁判員をお務めいただく方よりも相当数多い方々を候補者として裁判所にお呼びする必要があります。このような次第で本日、裁判所にお越しただいたわけですが、こうした候補者の方々のご協力があつてはじめて、裁判員制度が成り立っております。本日、選任手続にご参加いただいたこと自体が、大変大きな貢献をしていただいたこととなります。重ねて心より感謝申し上げます。

裁判所では、今後とも、候補者の方々のご負担が少しでも軽くなるように、皆様のご意見をおうかがいしながら、努力してまいります。



京都地方裁判所  
〒604-8550 京都市中京区菊屋町  
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>



お越しいただいた

裁判員候補者のみなさまへ



裁判員制度



# 法廷傍聴

## いかがですか

本日、午後から行われる民事・刑事裁判の開廷表を、  
けいじししょうていじむしつ  
刑事訟廷事務室(4階 第1裁判員候補者待機室の向かい側)に備え付けていますので、法廷傍聴を希望される方は、お越しください。



昼食場所は、裁判所の地下の食堂や裏面の「京都地裁周辺便利マップ」の飲食店等を参考にしてください。

# 京都地裁周辺便利マップ

京都地裁裁判員係  
Ver. 1



病院	
A	友吉医院【小児科】 222-2306
B	高木内科医院【内科, 糖尿病】 231-4985
C	森歯科医院【歯科】 211-0876
D	うえむら歯科医院【歯科】 212-0846
E	西尾医院【精神科, 神経科, 心療内科】 222-1024
F	太田眼科医院【眼科】 231-3618
G	吉田医院【内科】 231-0678
H	岡野耳鼻咽喉科【耳鼻咽喉科】 231-5294

飲食店関係	
1	扇 鮨 すし屋
2	バンコクガーデン タイ料理
3	ボ ア 喫茶・軽食
4	〇 竹 ラーメン屋
5	きん安 定食屋
6	豊国堂 うどん・丼物
7	ブラン・ブリュン ケーキ・ランチ
8	ノエル オムライス

飲食店関係	
9	バードウエイ 喫茶・洋食
10	ふじ亭 京風弁当, うなぎ弁当等
11	レガーロ 欧風料理
12	ロワ 喫茶・軽食
13	マダム紅蘭 中華料理
14	なか卯 牛丼・うどん・カレー等
15	玄 とんかつ
16	ぴっくりドンキー ハンバーグ

## 前回(第17回)地裁委員会で御意見・御指摘をいただいた事項及びその対応策

	意見, 指摘	対応策
1	来庁者に対する案内表示が不十分である。電光掲示板の設置, 階別・壁面と床の色分け, 部屋の案内板の立体化, エレベータ位置の案内の工夫をすべきではないか。	東西南北4か所の庁舎入口に, 新たに案内板を増設して, エレベーターの位置も含め出頭場所を分かりやすくした(別紙1)。
2	1階入口の案内所の職員に, 地裁委員会の会場を尋ねたところ, 分からなかったことがあった。	案内所の職員には, 選任期日当日のスケジュール表を交付して, お尋ねがあれば対応できるような態勢とする。
3	職員の接遇態度が十分でない。	裁判員制度導入を契機に, サービス精神を持って接遇等を行うように, 研修, OJTを通じて職員に意識付けを行っていく。裁判員裁判に関しては, 先日, 接遇も含めた選任手続の訓練等を行った。
4	裁判員(候補者)用に備え置く雑誌は, 事件に関する記事が掲載されているものは避けるべきである。	裁判員(候補者)が事件に関する情報に接することのないように, 雑誌の選定をしているところである。
5	裁判員に対して, 被告人や被害者が恨みによる嫌がらせを行ったり, マスコミが庁舎外で直接取材することによる負担に配慮した対策が必要ではないか。	庁舎内では, 法廷外で裁判員と当事者等が接触しないよう配慮する。万が一, 裁判員が, 嫌がらせを受けた場合には, 必要に応じて警察と連携して対応できるよう警察とも協議している。 マスコミに関しては, 直接取材を避ける目的で, 判決終了後, 裁判所内で記者会見の場を設定するなど検討しているところである。
6	裁判員候補者に対して送付される書類は, 内容が分かりづらい。	最高裁及び当庁で, できる限り分かりやすいものにするよう検討している。既に, 最高裁では, 次回の調査票の見直しを行っている。
7	選任手続で不選任になった方への配慮が必要ではないか。	選任手続の呼出状を送付する際, 選任されなかった場合には午前中で用務終了して帰宅していただくことになる旨を記載した文書(別紙2)を同封するなどして配慮する。 また, 選任されなかった裁判員候補者の方には, 感謝の意を表すため「感謝カード」(別紙3)を交付したり, 希望者には, 法廷傍聴を行ってもらう予定(別紙4)である。
8	選任手続への呼出し人数を減らし国民の負担を軽減するため, 早期に出頭するか否かの事情を把握するなどの方策はとれないか。	調査票で回答のあったもののうち, 選任手続において辞退事由として認められる蓋然性の高いものについては, そもそも選任手続の呼出しを行わないこととして, 不要に選任手続に呼び出すことのないようにしている。





# 裁判員になることへの不安 とその対応策

---

平成21年7月24日

京都地方裁判所委員会



# 法律や裁判の知識がないので 務まるか自信がない

---

- \* 検察官や弁護人が分かりやすく主張・立証する。裁判官も丁寧に質問に答える。
- \* 専門的事項は裁判官が説明する。
- \* 他の裁判員や裁判官の意見も参考にすることができる。



# 人を裁くこと自体が不安

---

- \* 人を裁くことが信仰上禁じられている場合等には、精神上重大な不利益が辞退事由になる。
- \* 「人を裁く」のではなく、起訴事実が検察官の証拠によって間違いないといえるかどうかを判断する。
- \* 自分1人だけでなく、9人が意見を出し合って結論を決める。



## 死刑に関わりたくない

---


- \* 死刑について国民の様々な意見を出し合うことが重要。
- \* 死刑の適用の議論に加わるだけで重大な苦痛になる場合、辞退事由になり得る。



## 怖い事件を担当するのは気が滅入る

---

- \* 死体の写真など衝撃的な映像証拠は、必要なものに限定して取り調べる。
- \* 精神的ショックを受けやすい人は辞退が認められ得る。
- \* 「裁判員メンタルヘルスケア」無料プログラムを開設  
(電話・Eメール相談, 面接カウンセリング)



## 仕事が忙しくて休みにくいので裁判所に行きたくない

---

- \* 仕事を理由とする辞退申立てがあれば、柔軟に判断する。
- \* 業務繁忙月の申出があれば、尊重する。
- \* 書類に事情を書いて返送していただく。
- \* 職場の理解や公務休暇制度をお願いする。



## 報復や嫌がらせに遭うのが怖い

---

- \* 脅したり圧力をかける行為は処罰される。
- \* 関係者と接触しない専用通路等を使用する。
- \* 評議の秘密によっても裁判員は保護される。
- \* 裁判員を特定する事項は公表されない。



## 守秘義務を負わされるのは気が重い

---

- \* 評決の内容や誰がどの意見だったかなど「評議の秘密」は守っていただく。
- \* 法廷で見聞きしたことは自由に述べてよい。
- \* 参加した経験や感想を述べることも自由